

マナーからルールへ 多くの人利用する施設内は原則禁煙に

受動喫煙対策

たばこを吸っていないくても、他の人が吸っているたばこから立ち上る煙や、吐き出す煙を吸い込んでしまう受動喫煙。たばこを吸わない人を受動喫煙から守るために法律が変わりました。

今年4月1日から、飲食店やオフィスなどが、原則屋内禁煙となります。20歳未満の方は、喫煙エリアへの立ち入りが禁止になります。望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



多くの施設において
原則屋内禁煙に



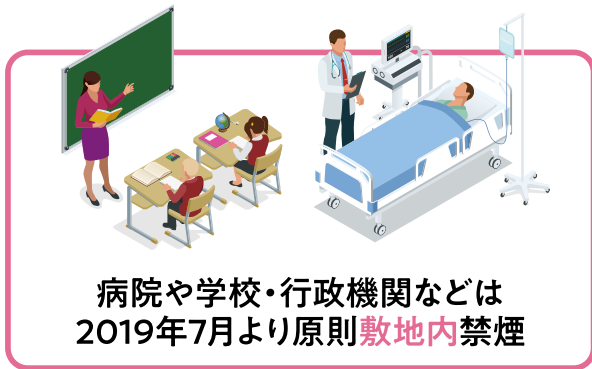
20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に



喫煙室には
標識掲示が義務付けに



病院や学校・行政機関などは
2019年7月より原則敷地内禁煙



飲食店やオフィスなどは
2020年4月より原則屋内禁煙

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道などの施設

事業者の皆さんへ あなたのお店はどうしますか？

事務所や店舗、工場などの屋内は、法の基準を満たした喫煙専用室などを除き、屋内禁煙が義務化されます。

全面禁煙

店内に喫煙専用室設置
(または、指定たばこ専用喫煙室)

喫煙(既存小規模店のみ)
※保健所に届け出が必要

(提供) 一般社団法人 日本禁煙学会

施設内での喫煙を可能にするためには、喫煙室の設置だけでなく、運用についてもルールがあります。

喫煙室の標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

20歳未満は立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入ることができません。

従業員への受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策を講ずることも必要です。

違反時の罰則等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

財政・税制支援があります

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置などに係る財政・税制上の支援制度が整備されています。詳しくは下記の厚生労働省ウェブサイトで確認ください。



詳しくは「なくそう!望まない受動喫煙」サイトをご覧ください
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙



厚生労働省コールセンター ☎ 03-5539-0303

岐阜県恵那保健所健康増進課 ☎ 26-1111 (内線 262)

恵那市健幸推進課 ☎ 26-2111 (内線 291)

